

上山市消費生活センターだより

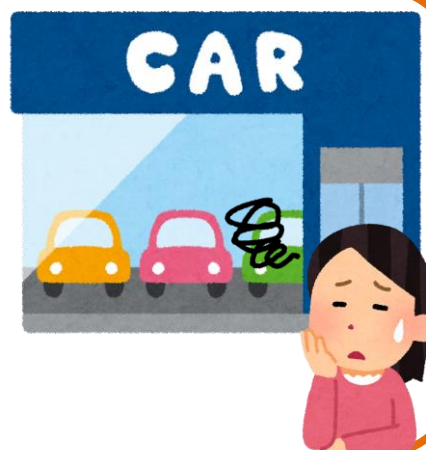
令和8年10月発行

／トラブル多発！／

自動車の購入、売却トラブルに注意！

中古車を購入したら納車後に不具合が見つかった、契約したばかりなのにキャンセルに応じてもらえないなど、自動車の購入・売却に関するトラブルが発生しています。契約する際は、契約内容(約款)や車の状態などをよく確認し、慎重に契約しましょう。

【相談事例】先週、自動車販売店にて軽自動車を契約。その場で内金1万円を支払い、**残金については明日一括で支払うように**言われている。納期が半年後である事を家族に話したところ「半年も前に全額支払わせるのはおかしい」と言われ、キャンセルを勧められた。**担当者にキャンセルしたい旨伝えたものの、発注済みとの事で**応じてもらえない。



トラブル回避のためのチェックポイント！

自動車は契約成立後のキャンセルが原則不可能であり、クーリング・オフも適用されません。特に中古車契約の場合は、車の状態や不具合が起きた際の対応などをよく確認し、慎重に契約しましょう。

また、自動車業界における標準的な契約の成立時期は、

- ①車両の登録がなされたとき
- ②販売者が購入者の依頼に基づく修理/改造/架装に着手したとき
- ③車両が購入者に引き渡されたとき

のいずれか早い日とされています。(現金払い・自社割賦の場合)



クレジット契約(ローン)を利用する場合は、一般的に信販会社が販売店に承諾の通知を行なった時点で契約成立となります。また、クレジット契約が不成立であれば、売買契約も不成立となります。契約前に必ず約款をご確認ください。

自動車等の相談窓口

* 製品の故障・不具合情報の提供(リコール情報等)

国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」 電話：0120-744-960

* 自動車取引に関する相談全般(契約・不具合・整備・買取り等)

自動車公正取引協議会 電話：03-5511-2115

* 中古車契約に関する相談

山形県中古自動車販売協会(JU 山形) 電話：023-655-4611

* 車の売却(買取)に関する相談

日本自動車購入協会(JPUC) 電話：0120-93-4595

☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



* 契約者ご本人からの相談が原則となります。

(契約者が高齢、病気等で相談することが難しい場合は、ご家族や見守りをして
いる方からの相談も受け付けます。)

* ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)を手元にご準備頂けると、問題点の把握や助言をする際の参考になります。

* 消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。

(例)個人間契約、事業者契約など



消費者トラブルでお困りの際は 上山市消費生活センター
または、消費者ホットライン188へご相談ください！

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課

☎023-672-1111 内線 115